

カーボン・オフセット第三者認証プログラム実施規則

平成 29 年 6 月 1 日 (Ver.1.0)

カーボンオフセット協会

(目的)

第 1 条 本規則は、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（平成 26 年 3 月 31 日環境省）に基づき、カーボン・オフセットの取組（カーボン・オフセットの取組を更に深化させたカーボン・ニュートラルの取組を含む。）に関する信頼性を構築し、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資することで、社会を構成する主体が地球温暖化を自らの問題として捉え主体的な排出削減努力を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援することを目的とするカーボン・オフセット第三者認証プログラム（以下「本プログラム」という。）を運営するための基本的事項を定めるものである。

(用語の定義)

第 2 条 本規則において用いる用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「カーボン・オフセット」とは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等（以下「社会の構成員」という。）が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（以下「クレジット」という。）を購入すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることに、すなわち『知って、減らして、オフセット』の取組をいう。
- (2) 「カーボン・オフセットに係る認証」とは、(1) の取組のうち一定の水準を満たすものを認証する仕組みとして、申請者のカーボン・オフセットの取組が、第 4 条のカーボン・オフセット第三者認証プログラム運営委員会が定めるカーボン・オフセット第三者認証基準（以下「認証基準」という。）の要求事項を満たしていることを認証機関が認証することをいう。
- (3) 「カーボン・ニュートラル」とは、(1) の取組のうち、社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること等により、その排出量の全部を埋め合わせた状態をいう。
- (4) 「カーボン・ニュートラル認証」とは、(3) の取組のうち一定の水準

を満たすものを認証する仕組みとして、申請者のカーボン・ニュートラルの取組が、第4条のカーボン・オフセット第三者認証プログラム運営委員会が定めるカーボン・オフセット第三者認証基準（以下「認証基準」という。）の要求事項を満たしていることを認証機関が認証することをいう。また、カーボン・ニュートラル認証については、以下の JIS Q 14064（国際規格である ISO 14064 に対応した規格）規格群に準拠して、認証基準の要求事項を定めることとする。なお、JISQ14064 規格群の改訂等により認証基準と齟齬が生じる内容が定められた場合は、JIS Q 14064 規格群の定めに従うものとする。

- JIS Q 14064-1:2010 温室効果ガス—第 1 部：組織における温室効果ガスの排出量及び吸収量の定量化及び報告のための仕様並びに手引
- JIS Q 14064-3:2011 温室効果ガス—第 3 部：温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引
- JIS Q 14065:2011 温室効果ガス—認定又は他の承認形式で使用するための温室効果ガスに関する妥当性確認及び検証を行う機関に対する要求事項

(6) 「プログラム管理者」とは、カーボンオフセット協会をいう。

(7) 「認証機関」とは、カーボン・オフセット第三者認証プログラム管理者の登録を受け、申請者の取組に対し、カーボン・オフセット認証およびカーボン・ニュートラル認証を行う機関をいう。

(8) 「オフセット・プロバイダー」とは、社会の構成員がカーボン・オフセット又はカーボン・ニュートラルの取組を実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援・コーディネート又は取組の一部を実施する等のサービスを行う事業者をいう。

(11) 「基本文書」とは、本プログラムにおいて、プログラム管理者及び第4条の委員会（以下「プログラム管理者等」という。）により制定される文書をいう。（プログラムの構成）

第3条 本プログラムは、以下の項目からなる。

(1) カーボン・オフセット第三者認証プログラム

カーボン・オフセット第三者認証プログラムとは、カーボン・オフセットに係る認証、カーボン・ニュートラル認証を行うプログラムのことをいう。

(委員会)

第4条 本プログラムの実施のため、カーボン・オフセット第三者認証プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）及びカーボン・オフセット第三者認証プログラム監査委員会（以下「監査委員会」という。）を置く。

(委員会の分掌)

第5条 各委員会の分掌を次のとおり定める。

2 運営委員会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本プログラムの実施に必要な基本文書の制定及び改廃に係る審議

(2) 前号に掲げるもののほか付帯する職務

4 監査委員会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 運営委員会及びプログラム管理者における利害抵触、倫理、機密保持等、プログラム運営に関する客観性・公平性等に関する委員会運営状況の確認

(2) カーボン・オフセット第三者認証プログラムによるカーボン・オフセット認証を受けた者及びカーボン・ニュートラル認証等を受けた者（以下「カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者」という。）の基本文書に違反する行為の確認

(3) カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者以外の者による認証ラベル不正使用等による虚偽表示等の確認

(4) 利害関係者等からの苦情等の受付と概要の公表

(委員会の構成)

第6条 運営委員会は次に掲げる有識者のうち委嘱を受けた3名以上10名以内をもって構成する。

(1) 気候変動対策に関する学識経験者

(2) 温室効果ガス又は業務監査に関する専門家・有識者

(3) 事業者又は消費者を代表する団体若しくは関係行政機関等の専門家・有識者

2 委員の異動等により、前項の要件を満たさなくなった場合又は利害抵触等があると認められた場合は、任期の途中であっても委員委嘱期間を中断することがある。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は1年とするが、再任を妨げない。

(委員長の選任と役割)

第8条 各委員会に委員長を置き、互選により学識経験者等中立的な立場の委員からこれを定める。

- 2 委員長は、当該委員会を統括する。
- 3 委員長にその職務を行うことができないやむを得ない事情がある場合は、学識経験者等中立的な立場の委員を優先して委員長があらかじめ指定した委員が委員長の代理を行う。

(委員会の開催)

第9条 各委員会は委員長が招集し、年1回以上開催する。

- 2 各委員会の議長は委員長が務める。
- 3 運営委員会の議事は公開とし、監査委員会の議事は非公開とする。
- 4 各委員会は、必要に応じて、電磁的方法による開催を行うことができる。

(小委員会の設置)

第10条 各委員会は、問題の解決に向けて公正かつ迅速な審議を行うため、必要に応じて小委員会を設け、特定の審議事項について付議することができる。

2 小委員会は、次に掲げる有識者等のうち、当該小委員会を設置した委員会の委員長が任命した者により構成する。

- (1) 気候変動対策に関する学識経験者
- (2) 温室効果ガス及び業務監査に関する専門家・有識者
- (3) 事業者又は消費者を代表する団体若しくは関係行政機関等の専門家・有識者

3 小委員会は、付議された審議事項に関する問題の整理、調査及び審議を行い、その結果を委員会に上申するものとする。

(委員会の定足数)

第11条 各委員会は、構成する委員の3分の2以上の委員の出席がなければ、委員会を開催し、議決を行うことができない。ただし、当該議決について、委員会に出席することができない委員があらかじめ書面等により意思を表示した場合は、当該委員を出席したものとみなす。

(委員会の議決)

第12条 委員会における議決は、原則として出席委員によるコンセンサス方式に基づく。ただし、コンセンサスを得られない場合は、出席委員の過半数を

もって議決を行う。なお、可否同数の場合は委員長が決することとする。

(利害抵触の防止)

第13条 審議事項に直接の利害関係を有する委員は、当該審議においては、議決権を行使することができない。

(倫理)

第14条 委員は、高い倫理観をもって審議しなければならない。

(機密保持・守秘義務)

第15条 委員は、法律等で求められる場合を除き、その業務上知り得た非公知の情報について守秘する義務を負い、その職務の目的以外に使用し、又は第三者に開示・漏洩してはならない。本項に係る義務は、離任後も継続して遵守しなければならない。

2 プログラム管理者等は、個人情報について、「環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年12月環境省告示第8号）」を参照し、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に従い適切に取り扱わなければならない。

3 委員は、委員受嘱に際し前二項を遵守する旨の文書を提出しなければならない。

4 プログラム管理者等は、法律で求められた場合等、止むを得ず第三者に非公知の

情報を開示するよう要求された場合、申請者、カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者に対

し、法律に従って開示する旨を通知しなければならない。

(準用)

第16条 第6条2項、第8条及び第9条、第12条から第16条までの規定は、小委員会に準用する。

附則

1. 本規則は、平成29年6月1日から施行する。